

TPP交渉・重要品目の維持, 首相の直接関与が問われる

4月20日、TPP交渉を行う11か国は日本の交渉参加を承認した。4月24日、アメリカ政府＝通商代表部は、議会で日本の同交渉への参加を通報した。90日間の議会との協議期間を経て7月23日に、日本の参加が自動的に決まることになる。

4月12日、日米事前協議の合意が発表された。そのポイントは以下のごとくである。

- ①アメリカの自動車関税(乗用車2.5%, 軽トラック25%)の関税撤廃期間を米韓FTAの場合(乗用車5年, 軽トラック10年)を大幅に上回る, TPPにおける最も長い期間とする。
- ②日本は, 新規のがん保険, 医療保険の日本郵政への認可を控える(しない)。
- ③日本の非関税措置〔知的所有権の保護のための強制措置の強化, 入札割り当ての段階的縮小, 食品添加物のリスク評価の合理化など〕について, 日米協議をTPPと並行して行う。

アメリカの自動車関税の扱いは, 対米交渉における数少ない日本の交渉武器であり, 交渉のなかにおいて協議－交渉されるべきものである。それを, 何の代償を得ることもなく, 事前協議においてアメリカの望むままに大幅譲許した。非関税措置についての日米協議も, これまでアメリカが要請してきたことプラス現在アメリカ企業が要請していることをすべて盛り込んでいる。日本は, 交渉に入りたいがために, 高い入場料を支払ったのである。外交の敗北というしかない。

アメリカ通商代表部は, ペルー・リマで行われた第17回TPP交渉の終了後(5月25日), アメリカの業界団体に対し, 「交渉の年内妥結を目標とする。そのためには, 優先順位を決める必要がある。アメリカは全てをとれるわけではない。ビジネス界もそれを理解する必要がある」と語ったと報じられている。これまでアメリカは, 繊維製品の原産地ルールについて, 「原糸以降の全ての段階において100%TPP域内産でなければ, 関税撤廃の対象としない」としてベトナムに対し繊維製品の関税撤廃－削減を拒否してきたが, リマにおいて, 100～170品目の原糸について例外を認める案を提示し, 一定の柔軟性を示したのである。「10月大枠合意→年内妥結」を意識した行動と断言している。

TPP第17回交渉は, 10月大枠合意・年内妥結に向けて, 7月に新たな全体交渉

(7月15～25日、マレーシア・クアラルンプールにおける第18回交渉)を設定した。交渉期間は、当初、7月15～24日の10日間であったが、その交渉に参加したいという日本の強い要請もあり、交渉期間を1日延期したのである。日本の参加は7月23～25日の3日間となる。だが、わずか3日間であり、日本は、7月22日までは、交渉に提起されている提案文書を見ることさえできない。日本が実質的に参加するのは、9月の第19回交渉(場所：未定)からである。

10月大枠合意まで、たった1回の全体交渉では、時間が決定的に限られている。さらに、後発国には、「これまでに確定された事項は無条件で受け入れなければならない」という条件が付けられる。「ルール作りを主導する」(安倍首相)ことなど考えられない。ルール作りに関与することさえ極めて限定的にならざるを得ないであろう。本来ならば、合意されたルール協定を見て、参加するか、しないかを判断するという問題なのである。

安倍首相は2月の日米首脳会談・共同声明において「2011年11月のTPP首脳の声明」を受け入れた。この声明は、

- ①包括的な市場開放＝関税と商品・サービス・投資への障害を撤廃することを目標とする。
- ②商品の市場開放は、WTO義務を大幅に超える約束と非関税措置の廃止を含む関税の撤廃を措置する。
- ③関税表(関税撤廃・削減の行程表)には約11,000の全品目を載せる、としている。関税撤廃を目標とし措置するとしているのである。
- ④同時に、センシティブティ(重要品目)を適切に処理する、とされている。すでに、ここにおいて重要品目の処理に言及されている。しかし、その「処理」は、交渉目標＝関税撤廃の枠内での処理(長期間の関税撤廃、セーフガード)と見るべきであろう。

ここからみて、日本にとって、交渉が極めて厳しいものになることは必至である。

衆参農林水産委員会は重要6品目(コメ、麦、砂糖作物、牛肉、豚肉、牛乳乳製品)を関税撤廃の例外(除外、または再交渉の対象)にすることを決議した。

日本の交渉は、これを目的とする。それを実現するために、首相が、交渉の最終局面で交渉に直接関与し、重要品目の措置を実現する、責任ある対応が問われている、といえよう。

(日本農業研究所 客員研究員 服部信司・はっとり しんじ)